

利益相反管理方針の概要

野畑証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4第1項第3号の規定に従い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引（以下「利益相反取引」という。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定いたしました。

当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引

利益相反管理の対象となる取引とは、金融商品取引法第36条第2項に定める当社が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

2. 対象取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、次に掲げる取引は、対象取引に該当するものとして管理いたします。

- ① お客さまと当社もしくは他のお客さまとの利害が対立している場合において、お客さまの利益を不当に害する取引
- ② 当社が保有する未公表の情報を利用して当社もしくは特定のお客さまを利する結果、お客さまの利益を不当に害する取引
- ③ お客さまと当社もしくは他のお客さまとが同一の対象に対して競合する場合において、お客さまの利益を不当に害する取引

3. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当社に利益相反管理統括部署を設置し、関連する情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。また全社的な利益相反管理体制を統括する者として利益相反管理統括者を、利益相反管理に関する事項の決定機関として利益相反管理委員会を設置いたします。

当社は、対象取引の管理方法として、次に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知・徹底いたします。

- ① 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ② 対象取引または当該対象取引以外のお客さまとの取引の一方又は双方の条件又は方法の変更
- ③ 対象取引または当該対象取引以外のお客さまとの取引の一方の中止
- ④ お客さまへの利益相反の開示
- ⑤ 利益相反管理統括部署による対象取引に係る情報共有者の監視

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社は以下の通りである。

- ・野畑証券株式会社

以上につき、ご不明な点がございましたら、お近くの営業所または内務管理室（0564-23-5066）までご連絡ください。